# 佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業費補助金
# 【公募要領】

令和７年 11 月の大分市佐賀関大規模火災で被災した地域のコミュニティの維持・再生や、被災者の孤立防止及び生活再建に向け、自治会等と連携し、行政では支援が行き届きにくい被災者に寄り添った取組を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人及びボランティア団体等の営利を目的としない団体に対し、その取組に要する経費を助成します。

［受付期間］
令和８年１月２０日（火）～令和８年２月３日（火）（１７：００必着）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

［事前相談・問合せ先］
大分県　生活環境部　協働・共助推進室　協働・共助推進班
ＴＥＬ　：０９７－５０６－３１８１
ＦＡＸ　：０９７－５０６－１７４１
Ｅメール：oita-kenmin@pref.oita.lg.jp

## １　公募する事業の詳細

（１）事業の内容

令和７年 11 月の大分市佐賀関大規模火災により被害を受けた地域の自治会や地域団体等と連携し、行政では支援が行き届きにくい被災者のニーズに寄り添い、被災地におけるコミュニティの維持や被災者の孤立防止を目的とする取組で、以下のいずれかに該当する取組として県が認めるもの。

①被災地域のコミュニティの維持につながる取組
②被災者の居場所の確保につながる取組
③被災者の生きがいづくりにつながる取組
④被災者の心のケア、健康支援に向けた取組
⑤被災者の生活支援につながる取組

ただし、被災者のニーズを把握・反映した取組であり、被災地域の自治会や大分市社会福祉協議会等の地域団体と連携した取組であること。

（２）事業実施主体

この事業の実施主体は、次の①～⑤に掲げるものとする。

①特定非営利活動法人
②公益法人
③社会福祉法人

④ボランティア団体等の営利を目的としない団体
⑤その他、本事業の目的の達成に寄与すると知事が認める団体

（３）補助金額
●補助率　　　　１０／１０以内
●補助上限額　１００万円

（４）補助対象経費
採択された取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

| 科目 | | 内容 |
|---|---|---|
| 賃金 | | 事業を進める上で必要な人件費<br>（注）事業費の30%以内とする |
| 報償費 | | 事業において招聘する専門家・講師等に対する謝金等 |
| 旅費 | | 事業において招聘する専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な交通費等 |
| 需用費 | 消耗品費 | 事業を進める上で必要な物品、事務用品、資料代等<br>（注）単体での取得価格が１０万円未満のもの |
| | 印刷製本費 | 事業を進める上で必要なパンフレット等の印刷代、会議資料の印刷費等 |
| 役務費 | | 通信運搬料、手数料、各種保険料等 |
| 委託料 | | オンライン配信委託費等 |
| 使用料及び賃借料 | | 会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等 |
| その他 | | その他事業実施に必要な経費 |

（注）以下の経費は補助対象経費から除く
・事業実施主体の運営経費
・特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
・宗教活動又は政治活動を目的とするもの
・事業実施主体及び協働して当該事業に取り組む団体の内部の者に対する報償費
・食糧費
・出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
・その他知事が不適当と認めるもの

## ２　応募について
（１）応募期間
令和８年１月２０日（火）～令和８年２月３日（火）　※１７時００分　必着

（２）応募方法
別添の「佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業費補助金事業実施計画認定申請書」を E-mail で、大分県生活環境部協働・共助推進室（oita-kenmin@pref.oita.lg.jp）あてに提出してくだ

さい。併せて、申請書を提出した旨を電話（０９７－５０６－３１８１）で連絡してください。
なお、E-mail の件名は「佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業実施計画認定申請書」としてください。

（３）注意事項
認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。

**３　質問について**

（１）質問受付期間
令和８年１月２０日（火）～令和８年１月３０日（金）　※１７時００分　必着

（２）質問方法
別添の**「質問票」を E-mail で**、**大分県生活環境部協働・共助推進室**（oita-kenmin@pref.oita.lg.jp）あてに提出してください。併せて、質問票を提出した旨を電話（０９７－５０６－３１８１）で連絡してください。
なお、E-mail の件名は「佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業に係る質問」としてください。

（３）回答方法
令和８年２月２日（月）までに、大分県ホームページにおいて回答します。

**４　選定方法等**

（１）補助事業の認定
佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業実施計画認定申請書の提出を受けた知事は、（２）認定基準に従って事業の実施効果が高いと見込める事業を認定します。必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

（２）認定基準
次の項目を総合的に評価します。
①被災者ニーズの把握状況
②被災地域のコミュニティ維持・再生または被災者の孤立防止及び生活再建への貢献度
③地域団体との連携状況
④事業費用の妥当性
⑤事業実施主体の柔軟性、専門性及び迅速性

（３）通知・公表
採択結果については、令和８年２月中旬頃に申請者あて通知するほか、大分県ホームページで公表します。

**５　採択された場合の留意点**

（１）採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。
（２）申請の対象となる事業は、県が採択結果を通知した日以降に実施した事業とします。

（３）県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。

（４）事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

（５）実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。

（６）補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。

（７）補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後５年間保管していただきます。

（８）補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

（９）採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事例として事例発表をお願いすることがあります。

（１０）本公募は、繰越予算の議会承認を条件として実施するものであり、承認が得られない場合は本公募が無効となる場合があります。

（１１）事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告していただきます。

（１２）大分県補助金等交付規則、佐賀関地域災害復興支援ＮＰＯ活動事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。